|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 施設等名（通称）／根拠法令 | バリアフリーに関する基準※の考え方 | 円滑に利用できる理由 |
| 高齢者  分野 | ・小規模多機能型居宅介護／介護保険法第８条第１８項  ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）／介護保険法第８条第１９項  ・看護小規模多機能型居宅介護／介護保険法第８条第２２項  ・都市型軽費老人ホーム／老人福祉法第２０条の６及び平成２２年厚生労働省令第４６号（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令） | ・移動等円滑化経路を構成する出入口・廊下等・傾斜路・敷地内通路の幅及びエレベーターとその乗降ロビーに関する基準は、バリアフリー法施行令や共同住宅における基準を参考としつつ、それに満たない場合であっても、車いすで通過できるもしくは乗降できる場合は、適用しない。  ・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準は、上記のエレベーターが設置されている場合、適用しない。  ・移動等円滑化経路を構成する傾斜路のこう配に関する基準は、介助により車いすでの通行ができる場合は、適用せず、傾斜路の整備が困難な場合は可動式のスロープも可能とする。  ・便所に設けるベビーチェア、ベビーベッドは管理者の一時預かりやおむつ替えができる場所を別に提供できる場合は設置を要しない。  ・浴室等の出入口の幅に関する基準は、利用上支障がない場合、適用しない。 | 車いす使用者も含む高齢者等への介護等のサービスを行う施設、また、入所施設機能を有し、特定の者が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため |
| 障害者  分野 | ・生活介護／障害者総合支援法第５条第７項  ・短期入所（ショートステイ）  ／障害者総合支援法第５条第８項  ・自立訓練／障害者総合支援法第５条第１２項  ・就労移行支援／障害者総合支援法第５条第１３項  ・就労継続支援／障害者総合支援法第５条第１４項  ・共同生活援助（障害者グループホーム）／障害者総合支援法第５条第１５項 | 主たる利用者が知的・精神障害者等に限定されている場合で、身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。  　・移動等円滑化経路に関する基準  　・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準  ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準  　・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 | 居住用もしくは特定の者が継続的に利用する施設であり、上下階の移動が困難な者が利用せず、かつ、必要に応じて職員による適切な支援が可能であるため |
| 子供  分野 | ・養護児童グループホーム  ／児童福祉法第４１条及び東京都養護児童グループホーム制度実施要綱  ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）／児童福祉法第３４条の４ | 身体障害者等の上下階の移動が困難な者がサービスを利用しない場合、次の基準は適用しない。  　・移動等円滑化経路に関する基準  　・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準  ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準  ・浴室等の出入口の幅、車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保に関する基準 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 施設等名（通称）／根拠法令 | バリアフリーに関する基準※の考え方 | 円滑に利用できる理由 |
| 子供  分野 | ・保育所／児童福祉法第39条  ・認定こども園／就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  ・認証保育所／東京都認証保育所事業実施要綱  ・小規模保育事業／児童福祉法第6条の3第  10項  ・事業所内保育事業／児童福祉法第6条の3第12項 | 児童の体格や子供用の車いすの大きさ等を考慮すると、人的介助による対応が相当程度可能であること、また、バリアフリーに関する基準に定める寸法等に満たなくても円滑な移動等が可能であることから、建築物の状況等を踏まえ、次の基準は適用しないことができる。  　・移動等円滑化経路に関する基準  　・階段の幅、けあげ及び踏面の寸法に関する基準  ・便所に設ける車いす使用者用便房、水洗器具を設けた便房、ベビーチェア等を設けた便房、ベビーベッド等の設備に関する基準に関する基準  ※　特に、０歳から２歳までの児童は、自立して車いすの利用や上下階の移動、トイレでの洗浄等を行うことが困難であることから、利用児童が当該年齢に限られる場合は、上記の基準は適用しない。 | 継続的に特定の児童が利用する施設であり、かつ、必要な知識と経験を有した職員が常時、適切に介助等を行えるため |

※バリアフリーに関する基準・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都

建築物バリアフリー条例）に基づく移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等